

検 定 意 見 書

受理番号 105-96		学校 中学校		教科 音楽	種目 音楽（一般）	学年 1
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	31	下左	マーク及び「SDGs（持続可能な開発目標）」との関連を示しています。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （関連している内容等が分かりにくい。）	3-(3)	
2	57		楽譜「大鼓及び小鼓のパート」の1段 5小節～4段4小節	生徒にとって理解し難い表現である。 （どのように歌うのかが分かりにくい。）	3-(3)	
3	58	上右	2つのマーク	生徒にとって理解し難い表現である。 （マークについての説明が不足している。）	3-(3)	
4	64	下左	「発展〔コンピュータについて〕」	相互に矛盾している。 （「目次」7ページ下左では「発展 コンピュータ で表現しよう」）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-97		学校 中学校		教科 音楽	種目 音楽（一般）	学年 2・3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 24	上左	楽譜冒頭の「Moderato」	表記が不統一である。 (初出表記)	3-(4)	
2	32	下	「チャレンジ」の表中の「シンバル（ハイハット）トライアングル（ミュート）など」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ハイハット」及び「ミュート」)	3-(3)	
3	66		「発展 劇場・音楽堂へ行こう！」（全体）	発展的な学習内容には該当しない。 (第3「指導計画の作成と内容の取扱い」2の(1)の「オ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、生徒や学校、地域の実態に応じ、生活や社会	2-(15)	
				の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。）」		
4	77	下	「この曲はパートを自由に選んで歌うことができます」	生徒にとって理解し難い表現である。 (どのように歌うのかが分かりにくい。)	3-(3)	
5	下巻 28	上左	「曲の始まり」の3～4行「3拍めを実際に右手で優しくたたいて」他に、同ページ上右の楽譜の上の「右手で3拍めを優しくたたく」及び同ページ中右の楽譜の上の「3拍めを優しく	生徒にとって理解し難い表現である。 (「優しくたたく」の意味が分かりにくい。)	3-(3)	
			くたたき」			
6	29	中右	「Dの1小節前、poco rit.とディミヌエンドを経て」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ディミヌエンド」)	3-(3)	
7	29	下右	「3拍めの二分音符を十分に伸ばしたら両手を置いて自然な形で演奏を終わります。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (どのように指揮をするのかが分かりにくい。)	3-(3)	
8	41	下	「音楽と舞台による表現〔バレエ〕」の1行「バレエも、オペラのように音楽や舞踊を軸にした舞台芸術です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「オペラのように」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-99		学校 中学校		教科 音楽	種目 音楽（一般）	学年 2・3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 6	下左	「歌舞伎のさまざまな音」他に、7ページ中左「思いを歌声にのせよう」及び「人と人をつなぐ音楽」	相互に矛盾している。 (当該ページでの表記)	3-(1)	
2	29	下	「曲想の変化を捉えよう」の下右の「もとの旋律は同じなのに、曲想が違うように感じるのはどうしてだろう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「もとの旋律」についての説明が不足している。)	3-(3)	
3	34	中	「① 手拍子と足踏みだけによる音楽を聴いてみましょう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (曲名等についての説明が不足している。)	3-(3)	
4	85	下右	「ニ短調／ト長調 p.97」	誤記である。 (参照ページ)	3-(2)	
5	下巻 31	上	「リズムに動きを出すために1、2拍目のリズムを変えてみようかな。」及び「例 低音」の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (相互の関係が分かりにくい。)	3-(3)	
6	31	下	「完成例」の楽譜（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。 (30ページ上の「課題や条件」に沿った完成例として不十分である。)	3-(3)	
7	39	中	「組曲「展覧会の絵」の全曲構成」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「プロムナード」)	3-(3)	
8	65	下	「学校の授業で利用する場合」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (著作物の利用について誤解するおそれがある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。